

副官ヨリ陸軍一般へ通牒（陸普）

昭和三年勅令第百九十號兵器部令ノ改
正ニ伴ヒ第十九第二十師團兵器部ノ所
管區域ハ軍司令官ニ於テ定ムルコトト
ナリ大正十二年陸普第一二九四號ハ
昭和三年九月十五日以後廢止スルコトニ
定メラレタルニ付通牒ス

陸軍省 三七九号

八月十四日

甲

第九

9550

陸普第二二九四號

第十九、第二十師團兵器部ノ所管區域變更ニ關スル件陸軍一般へ通牒

大正十二年四月一日

陸軍省副官 松 木 直 亮

今般龍山陸軍兵器支廠ヲ廢止セラレタルニ付陸軍兵器部令第三條ニ依リ第十九、第二十師團兵器部ノ所管區域ヲ左ノ如ク變更セラレ候條及通牒候也

第十九、第二十師團兵器部ノ所管ハ朝鮮軍司令官ノ定メタル當該師團守備管區内ニ在ル陸軍諸部隊トス但シ陸軍兵器廠、陸軍造兵廠及要塞司令部ヲ除ク

(丙)

陸軍